

令和3年9月24日

第15回村上市農業委員会会議録

第15回村上市農業委員会定例会を令和3年9月24日午前9時00分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	斎藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

議案第5号 令和4年度農業施策等に関する意見書（案）について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	小川良和
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 係長	園部和枝

1. 午前9時07分 事務局長（小川良和君） 改めまして、皆さんおはようございます。定刻若干過ぎましたが、ただいまから第15回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。ただいま申し上げましたとおり、会長から若干遅れる旨の連絡がございました。ただいまの出席委員は19名であります。よって、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。

それでは、初めに板垣職務代理者のほうから挨拶のほうをお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条及び第6条の規定に基づきまして、板垣職務代理者のほうからお願いしたいと思います。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、本日の議事録署名委員、私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、私のほうから指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、議席番号11番、斎藤博委員、議席番号12番、加藤孝平委員、よろしくをお願いいたします。

（両委員了承）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、議題に入ります。

4番の報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを報告していただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては7筆、2,214平米となっております。申請事由としましては、申請地は約20年前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、2番になります。\_\_\_\_\_、土地は1筆になっておりまして、面積は73平米。申請事由といたしましては、申請地は約20年前から耕作しておらず、一部に杉等が生い茂るなどし、原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明に移ります。次のページ、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらの図面だけなのですが、右側が北となっておりますので、お願いしたいと思います。右上に見えますのが日本海となっております。左手に若干黒いのが見えますけど、こちらが石川でございます。右下に道玄池がございまして、図面中央左手に岩船三日市集落がございまして。その集落の右隣に申請地3筆、字薬師山の3筆がございまして。また、図面中央から右側のほう、主要地方道新潟

新発田村上線の下段のところに4筆申請地がございます。

続きまして、3ページ御覧いただきたいと思います。番号2番でございます。真ん中に右から左に走っているのが国道113号になります。右手が国道7号、左手、大変申し訳ございません。荒川胎内インターの胎という字が間違っておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。この道路の下、中央から若干左というのですかね、左手に黒く太線で囲まれている場所が申請地となっております。

報告は以上でございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） この件につきましては、皆様何か質問等ありましたらお願いをいたします。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようであれば、議題のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、4ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は贈与案件が1件、売買の案件が2件、合わせて3件でございます。

初めに、贈与の案件です。番号1番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、田7筆、地積は合わせまして18,971平米でございます。親子間での贈与案件でございます。

続きまして、番号2番、こちらから売買の案件でございます。譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、田1筆、地積667平米、対価は\_\_\_\_、10アール当たり\_\_\_\_でございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、田5筆、畑13筆、地積、合わせまして13,591平米でございます。こちら\_\_\_\_さんと\_\_\_\_さんは親子とのことであります。全ての相続人が財産を放棄いたしまして、相続財産管理人が立てられました。その後、相続財産管理人と今回の譲受人との話がまとまり、結果的には倅さんが買い戻すというような形でございます。そして、この農地のほかに宅地10筆、5,200平米、雑種地が2筆、826平米、原野が6筆、2,089平米、そして非農地判定された農地が3筆、458平米ございますが、これも含めた形で売買をするということでございます。合わせて39筆、22,120平米となります。全体の対価総額が\_\_\_\_で売買をされるということでございます。

それでは、場所の説明をいたします。9ページ御覧ください。該当地がちょっと離れているため2ページにまたがっておりますが、9ページのほうからご説明いたします。ページ右側にパルパーク神林、そして日本海東北自動車道がございます。百川がページ中央右から左側に流れております。その百川の下側、太く囲った2筆が番号1番の該当の筆525、526でございます。

そして、ページめくっていただきまして、10ページ御覧ください。右側に小口川集落ございまして、ページ中央やや左側に国道345号線が縦に走っております。北側に行くと、市民ふれあいセンタ

一、そちらのトンネルのほうへ向かう道路でございます。国道と小口川集落に挟まれた太く囲った6筆になりますが、先ほどのページと併せ、議案第1号、番号1番の贈与案件の箇所となります。

続いて、11ページでございます。ページの左側に岩沢集落がございます。右側には朝日支所付近の総合体育館と朝日球場がございます。中央付近に県道高根村上線が縦に走っておりまして、ページ中央やや下側に太く囲った箇所が議案第1号、番号2番の位置図でございます。

続いて、12ページ、13ページ御覧ください。番号3番の案件も2ページで表示させていただいております。まずは12ページです。ページ中央、南北に国道7号が走っており、国道の左側に大須戸の太行地区でございます。そのやや南側に太く囲った2筆が該当地の\_\_番、\_\_番でございます。

続きまして、右のページの13ページでございます。右側に大須戸の本村ございまして、ページ中央を縦に国道7号がございます。そのほとんどが国道付近とやや集落寄りにございます太く囲っている箇所が今回議案第1号、番号3番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。

説明した3件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

ただいまの議案第1号について質問をお受けいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） しばらくしてないようでありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定してもよろしいですか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、議案第1号は許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号の説明の前に、1点ちょっとご報告させていただきたいことがございます。14ページをまず見ていただきたいのですが、14ページの番号2番、鶴泊地内の案件でございますが、こちら先週の17日金曜日の日に取下げの願い出がご本人様兩名から出されておりますので、今回削除させていただきます。取下げの理由といたしましては、この申請地に入り入れ、入るためのところに私有地、道路ではないのですが、私有地がございまして、その協議がちょっと時間を要するというので、今回取下げ申請を出されてきましたので、今回議案から削除させていただきたいと思っております。

それでは、農地法5条の規定による許可申請について説明いたします。14ページの番号1番を御覧いただきたいと思っております。譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、297平米。転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価は\_\_\_\_、10アール当たり\_\_\_\_\_

となっております。農地区分は第1種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地の周辺は住宅が連たんしており、集落に接続して設置するものです。木造二階建て1棟、建築面積82.81平米となっております。

続きまして、15ページ御覧いただきたいと思います。こちら番号3から6は、砂利採取に伴う一時転用の案件となっております。番号3、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_。土地につきましては、1筆、5,740平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たりの対価といたしましては\_\_\_\_、農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可日から令和5年4月15日、全体計画としては17,885平米、関係者は3名となっております。

続きまして、番号4、貸人、\_\_\_\_、借人は3番と同じとなっております。土地につきましては、1筆、5,795平米、以下は3番と同じとなっております。

続きまして、番号5番、貸人、\_\_\_\_、借人は3番と同じとなっております。土地につきましては、1筆、6,350平米、以下3番と同じとなっております。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと思います。こちらの6番、7番も砂利採取に伴います一時転用の案件となっております。番号6、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地につきましては10筆、面積8,205平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価といたしましては\_\_\_\_、農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は令和3年11月1日から令和5年4月30日、全体計画といたしましては8,536平米、関係者は3名となっております。

番号7番、貸人、\_\_\_\_、借人は6番と同じとなっております。土地につきましては2筆、170平米、転用目的以下は6番と同じとなっております。

続きまして、17ページ御覧いただきたいと思います。こちらの8番、9番につきましては、朝日温海道路工事に伴う駐車場敷地としての一時転用の案件となっております。番号8、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、370平米のうち108平米、転用目的は駐車場敷地、契約は賃貸借、1か月当たりの対価は\_\_\_\_、農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用、利用期間は令和3年11月1日から令和6年1月7日、全体計画としては1,317平米、関係者2名となっております。

番号9番、貸人、\_\_\_\_、借人、8番と同じとなっております。土地につきましては2筆で、925平米、転用目的は8番と同じとなっております。契約内容も同じでございますが、1か月当たりの対価が\_\_\_\_、農地区分以降は8番と同じとなっております。

続きまして、位置の説明をさせていただきます。18ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面右側、上から下に通っているのが日本海沿岸東北自動車道でございます。

右上から左下といいますか、下のほうに、中央下に通っているのが県道高根村上線、左手に十川集落でございます。集落の左手に太く線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、19ページ、先ほど削除させていただきましたので、20ページ御覧いただきたいと思えます。20ページが番号3番、4番、5番の案件の場所となっております。図面中央上に鳥屋集落でございます。その集落の右手、国道7号側に太線で囲まれているところが今回の申請地の3筆となっております。

続きまして、21ページ御覧いただきたいと思えます。番号6番、7番の案件でございます。図面中央に十川集落ございまして、その右手に上から下に通っているのが県道高根村上線、その右手に日本海沿岸東北自動車道がございます。集落の左手に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、22ページ御覧いただきたいと思えます。番号8番、9番の案件でございます。真ん中、図面中央、上から下のほうに国道7号が走っております。7号下、図面下のほうに旧塩野町小学校でございます。7号線の左手、図面中央から若干左の上のほうに太線で囲まれている3筆が今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 説明が終わりました。

本総会に先立ちまして、本転用に関わる現地調査をあらかじめお願いしてありますので、調査の報告をお願いいたします。

まず、番号1番、あわせて6番、7番を報告願います。

○16番（船山 寛君） 16番、船山です。まず最初に、番号1の十川に介在する農地を住宅地として転用するというものですが、9月10日、朝日支所において中村次長から説明を受け、出席者は農業委員6名、推進委員3名、それと朝日支所の菅井主査が出て、現地に入る前に説明を受けて、現地で\_\_\_\_\_より説明を受けましたが、現場は長年耕作放棄されている土地でありまして、また住宅に介在するちょうど脇の用水、それと道路のちょうど角だということで、また上下水道も入っており、下水は全部公共の下水につながり、雨水については排水路に落とすということで、朝日地区全員として許可すべきものと見てきましたので、この件についてはよろしく願いいたします。

それと、6番、7番についてですけれども、やり取りですけれども、これについては現状の取付け道路を使っているのでもう今回は上げていませんけれども、地域の区長さん、住民の方によりますと一切問題はないし、子供らの交通に注意をしてくだされればいいということで、今までどおり県道の乗り入れ等を十分注意してやってくれば問題ないと見てきましたので、皆さんの審議よろしく願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、続きまして番号3番から5番までを議席番号1番、阿

部委員のほうからご報告をお願いいたします。

- 1番（阿部正一君） それでは、議案第2号、番号3から5の現地調査を報告いたします。

今月の8日、午前9時より荒川支所において中村次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員3名、荒川支所国井課長補佐で現地において\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_両氏の説明を受け、出席者、委員全員で許可すべきと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

- 会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、番号8と9につきまして、議席番号20、富樫与志栄委員からご報告をお願いいたします。

- 20番（富樫与志栄君） 20番の富樫です。9月10日の月曜日に今回の申請について農業委員6人、それから最適化推進委員3名出席の下に確認を行いましたので、ご報告いたします。

今回の申請は、現在、朝日温海道路1号トンネル工事により、\_\_\_\_\_の共同企業体が一時転用許可を取っているところでございますが、その際に現地調査を実施しておりましたので、このたびは書類により確認を行いました。申請者である\_\_\_\_\_は、このたび朝日温海道路2号トンネル工事を受注し、工事に伴う駐車場を確保するため申請地を一時転用するものです。申請地は、現在、\_\_\_\_\_の共同企業体が本年の10月31日まで5条の申請の許可を取っている場所を引き続き駐車場として使用するものであり、周囲に農地はあるものの、周囲への影響はないものと考えております。

よって、このたびの転用申請は許可すべきものということで意見になりました。ご審議をよろしくをお願いいたします。

- 会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

報告が終わりました。これから委員皆様方の質問をお受けいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

- 会長職務代理者（板垣栄一君） しばらくしてないようでありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決定してもよろしいですか。

（異議なしの声多数）

- 会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、第5条の規定による許可申請については許可することに決定をいたしました。

ここで会長が雨も晴れましたのでおいでになりましたので、バトンタッチしたいと思います。よろしく申し上げます。

- 議長（石山 章君） まずもって、遅刻をいたしまして申し訳ありませんでした。それでは、代理に代わりまして議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、23ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が2件、賃貸借権の設定が55件、合わせまして57件でございます。

それでは、番号1番、貸人、\_\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、地目、田、計1筆、面積504平米、借人は認定農業者、新規の設定となります。以降2番までが使用貸借の案件となります。

続きまして、番号3番からは賃貸借権の案件でございます。番号3番、貸人、\_\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_\_、地目、田、計1筆、面積は2,274平米、期間は5年間、借賃10アール当たり\_\_\_\_\_で新規の設定でございます。以降、37ページの番号57番までが賃貸借権の設定となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号56番、57番について審議いたしますので、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（\_\_\_\_\_退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号56番、57番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号56番、57番につき承認することに決定いたしました。

（\_\_\_\_\_着席）

○議長（石山 章君） \_\_\_\_\_、議案番号56番、57番につき承認することに決定いたしました。

56番、57番を除き質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について説明いたします。

38ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては3筆、287平米。申請事由としましては、申請者は高齢になり、管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものでございます。

右側、39ページを御覧いただきたいと思います。位置について説明いたします。図面中央、上から下に国道345号が通っております。図面中央から左手方向に県道塩屋福田線が走っておりまして、その県道沿い、上と下に太線で囲まれている3筆が今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） これについても現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

2番、板垣委員。

○2番（板垣栄一君） 2番、板垣です。この件につきましては、私のほうからご報告を申し上げます。

今ほど事務局のほうから説明ありましたとおりの内容であります。神林地区としては9月6日月曜日ではありますが、現地確認を行いましたので、ご報告いたします。本来であれば、現地確認は神林地区の委員さん全員に出席をいただいて確認を行うこととしておりましたが、今回は4条、5条申請がなかったこと、また新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地区代表としての私と事務局とで対応をさせていただきました。

当日は午後2時に神林支所におきまして中村次長から申請内容について説明を受け、その後福田地内の現地に移動し、申請内容を確認してまいりました。申請者は、今までは自らが耕作しておりましたが、近年は高齢になり、耕作も困難となったことから、また子供も市内には住んでおられないということで、福田地内に居住する弟さんに農地の管理をお願いしている現状であるようです。現在、管理している農地を今後は弟さんへ譲ることを考えておられますが、弟さんは農業者ではないため農地を取得することができないことから、このたび当該地について区域設定を申請されたものであります。申請地は、地上権、永年小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されておらず、また作業受託契約は設定されていない等の条件をクリアして遊休農地の発生防止が図られる観点からも、今回の申請については妥当と判断をいたしました。

加えて申し上げますと、当地区の申請地の周りの畑なんかは非常に管理が、なかなか手が届かないという、近年どうもそうなったような気がするわけではありますが、雑草が生い茂っているところが多いところなのであります。申請地におきましてはきれいに管理をされていて、大変あ

りがたいことだなというふう管理状況を確認してまいりました。

皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ご意見、ご質問ないようでありますので、議案第4号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について承認することに決定いたしました。

議案第5号 令和4年度農業施策等に関する意見書（案）についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、40ページ御覧ください。議案第5号 令和4年度農業施策等に関する意見書（案）についてでございます。

本日皆様のお手元に配付させていただきました令和4年度村上市農業施策等に関する意見書（案）、こちらのほうを御覧いただければと思います。こちら6月の29日に第1回目の農政振興部会を開催させていただきました。委員の皆様から意見書に掲載すべき事項等を7月末まで聴取させていただきました。それを待ちまして、8月に農政振興部会の正副部会長会議を開催し、素案等を作成させていただきました。事前に同じ内容のものを送付させていただいておりますが、今回は大きな項目として4点上げさせていただきました。

大きな項目の1点目につきましては、農地等の利用の最適化の推進についてでございます。基盤整備事業についてさらなる支援をお願いする内容のものと、大切な農地等の資源について次世代に上手に引き継がれていくための支援をお願いするもの、そして3目については中山間地等への支援でございます。人口減少や農業従事者の高齢化等、農家数が減少したことへ様々な面において支援をお願いするものでございます。

大きな項目の2点目につきましては、有害鳥獣対策についてでございます。この有害鳥獣対策についての要望については、昨年度は3項目に配置しておりましたが、1つ繰り上げて2項目に記載をさせていただいております。こちらについては、昨年からまた引き続きイノシシ等への鳥獣害対策についてさらなる手厚い支援や対策をお願いしたいものでございます。

めくっていただきまして、大きな項目の3点目になります。こちら安定した農業経営についてでございます。こちらですが、農業従事者の高齢化等により農業者が減少している中で様々な取組をお願いするもので、スマート農業導入による農作業の省力化、効率化等への支援、働き方改革を推進し、農業参入、多様な人材の確保へ取組、支援をお願いするものでございます。

また、2点目には園芸参入への取組として技術や施設環境などへ支援をお願いするもの、3点目

には新たなブランド野菜の育成支援を行い、遊休農地の減少や新たな担い手を増やし、小さな経済を生み出す支援をお願いするもの、4点目につきましては経営体の施設等のインフラ整備への支援、5つ目には中山間地等の水路や農道などの農業用施設の維持管理のため支援などを行っていただきたいものでございます。

大きな項目の最後としましては、農業委員会及びまた事務局体制へさらなる支援をお願いするものでございます。

また、不足な点につきましては部会長等から補足いただければと思いますが、こちらが農政振興部会として作成させていただきました素案でございます。

以上でございます。

○議長（石山 章君） 部会長、もし補足あればあれですが、よろしいですか。

（はいの声あり）

○議長（石山 章君） それでは、皆様方からご意見、ご質問を伺います。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部です。ちょっとお伺いしたいのですが、有害鳥獣対策、1項目上に上がったということでございますけれども、この中にドローンまでは私分かりますけれども、テレメトリーとICT、IoT、この辺具体的にどういうものなのか。横文字でしゃべればこれ全部相手方も分かっているのか、それが1点。

それから、いつも事務局体制が一番最後、本来であればこれ1番目に持ってくるのが当たり前でないかと思うのですが、鳥獣のほうは1点上がって、これは一番最後という。何かに付け加えたみたいな感じは私受けているのですが。

以上でございます。

○事務局長（小川良和君） 今ほど1番委員の阿部委員のほうからご質問の1点目、有害鳥獣についてのことですが、テレメトリーというものにつきましては、今猿等の被害に対して今までも対策で取られていた内容になるのですが、発信器をつけるという形になります。一応発信器をつけた猿がどの辺にいるかということを把握するための装置というふうな形で考えていただければと思いますし、ICT、IoTというものにつきましては、遠隔でまずセンサーで感知したものをスマートフォンですとかパソコン等に今の状況を連絡くれるとか、遠隔カメラですとか、あと遠隔で操作できるわなですとか仕掛けなんかは今いろいろ機器が導入されておりますが、そういうものを総称した形でICT、IoTというふうな形で表現させていただいたところでありまして。一応村上市においても昨年、今年度にはICTということで、センサー的なもののICTの機器については導入し始めてきているというような農水のほうからの説明もありますので、市長ですとか、提出先の議長並びにその関係部局についてはこの表現でもう十分理解いただけるものは考えております。

あわせて、もう一点の4項目が一番最後というふうな部分につきましては、今回農業施策とい

うことの提言というふうな内容になっておりますので、施策的なものについてをまず最優先で上げさせていただいて、それをやる事務局についてはちょっと控え目というふうな形で表現するという事で一番最後に載せさせていただいたところで、一応総括的な形でこの提言しているものも含めて農業委員会としても頑張るのでというふうなことの意味合いで最後にちょっと載せさせていただいたところでございます。

説明は以上です。よろしいでしょうか。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいでしょうか。

○1番（阿部正一君） このI o TのTは小文字ではないのですか。それでいいのですか。

○事務局長（小川良和君） それ大文字です。

○1番（阿部正一君） oも大文字ね。

○事務局長（小川良和君） ううん、oは小文字です。

○1番（阿部正一君） それ小文字。

○事務局長（小川良和君） はい、それは小文字で結構です。Tだけが大き文字になります。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、この案をもって原案として市長、また議長のほうに意見書を提出するということに決定させてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号 令和4年度農業施策等に関する意見書（案）については、原案のとおり、一部訂正箇所はありましたが、承認することに決定いたします。

事務局、議案としてその他何かありますか。皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案については以上といたします。

・協議、連絡事項ほか

時に午前9時58分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和3年9月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員